

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会が委託者から支払を受ける費用及び報酬の基準を定める。

（定義）

第2条 この規程及び当会が定める「授権契約書」において、次の各号の用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 回収金 簡易確定手続、異議後の訴訟の手続及び民事執行手続により相手方から回収した金員をいう。
- (2) 分配金 回収金を原資として、個々の委託者に対し、分配する金員をいう。

（手続参加のための費用）

第3条 簡易確定手続参加のための費用として個々の委託者に請求する額は、下記①から⑧の金額（以下、「見込み費用」という。）を簡易確定手続に参加すると通知・公告の際に想定した委託者の人数（以下、「見込み委託者数」という。）で除した額の範囲内にて事案の規模、被害金額の多寡、被害発生地域及び事業者の対応状況等を考慮した相当額、並びに下記⑨の合算額とする。

- ① 共通義務確認訴訟に要した費用（申立手数料、予納郵券のうち使用された部分、当事者・代理人・証人・通訳人、その他の同訴訟の遂行に必要な関係者の出廷のための旅費・日当・宿泊費、書類作成提出費用、翻訳費用、弁護士費用、証拠保全手続費用等）
但し、相手方から償還された費用を除く
 - ② 仮差押えを行った場合は、その手続に要した費用（弁護士費用を含む）
 - ③ 消費者裁判手続特例法第25条1項に基づく通知及び同法第26条1項に基づく公告に要する費用の見込額
 - ④ 消費者裁判手続特例法第32条に定められた授権に先立つ説明義務を果たすための費用（説明会開催費用、電話等の問い合わせに対応する費用等）の見込額
 - ⑤ 簡易確定手続開始の申立てに関する手数料、予納郵券及び消費者裁判手続特例法第17条に規定する予納費用
 - ⑥ 債権届出に要する郵券代、通信費、印刷代
 - ⑦ 共通義務確認訴訟から債権届出までの労務費の見込額
 - ⑧ その他共通義務確認訴訟から債権届出までに発生すると考えられる費用の見込額
 - ⑨ 債権届出に要する印紙代の当事者分
- 2 簡易確定手続参加のための費用は、その全額を授権時に支払を受けることを原則とする。但し、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を、授権を得た後から支払を受けることもできる。
- 3 授権をした対象消費者の数が見込み委託者数よりも少なかった場合、及び、見込み費用が現実に債権届出までに要した費用よりも少なかった場合でも、委託者に追加の負担を求めることはしない。
- 4 授権をした対象消費者の数が見込み委託者数よりも多かった場合、又は、見込み費用が現実に債権届出までに要した費用よりも多かった場合において、債権届出までに要した費用を上回って手続参加のための費用を徴収することになったときは、委託者に差額を返金する。但し、返金するための費用が返金する金額を上回る場合、返金はしない。
- 5 前項の返金時期は、債権届出より後の報酬及び費用の負担の精算時までとする。

（債権届出より後の手続に関する費用及び報酬）

第4条 債権届出より後の手続に関する費用及び報酬として個々の委託者に請求する額は、次の合計とする。

(1) 費用

以下の①から③の費用の合計額とする。

① 対象債権額に応じた費用

簡易確定手続の弁護士費用及び当会に生じる債権届出より後の手続に関する事務経費のうち、委託者の人数に関係なく発生する固定費用（例：OA機器リース料等）の合計額に「簡易確定手続で認められた当該委託者の債権額」が「簡易確定手続で認められた債権の総額」に占める割合を掛けて算出した金額

② 委託者への対応のために発生する費用

問い合わせ対応及び連絡人件費、臨時電話・郵送費等の通信運搬費、コピー代等の印刷費、その他の委託者への対応のために発生する費用につき、被害消費者1名あたりに発生する標準的な費用を算出した金額

③ 委託者の事情から、特別に発生した費用

(2) 報酬

個々の委託者への分配金に応じて、下記表1から算出した金額を上限とする。

(表1)

分配金の額	～10万円	10万円超～50万円	50万円超
報酬の額	分配金の30%	分配金の15% +1万5000円	分配金の10%+4万円

- 2 前項の費用及び報酬として委託者に請求する額は、個々の委託者への分配金の額の50%未満としなければならない。但し、個々の委託者への分配金及び委託者の総人数に応じて、下記表2で算出される金額のいずれか低い金額未満を上限とする。

(表2)

分配金の額	～10万円	10万円超
委託者の総人数が 500人未満の場合	分配金の50%	分配金の45%+5000円
	分配金の10%+14万円	
委託者の総人数が 500人以上の場合	分配金の45%	分配金の40.5%+4500円
	分配金の10%+11万円	

- 3 前2項で算出した費用及び報酬は、分配金と精算する。但し、簡易確定決定より前に債権額が確定し分配が終了する委託者については、仮算出した費用及び報酬を分配金と精算し、簡易確定手続終了後に、確定した費用及び報酬との差額を精算する。

(異議後の訴訟の費用及び報酬)

第5条 異議後の訴訟の費用及び報酬は次の合計とする。この費用及び報酬は、第4条に定められた債権届出より後の手続に関する費用及び報酬に加えて支払を受ける。

(1) 費用

異議後の訴訟における弁護士費用以外の費用の全額

(2) 報酬等

- ① 下記表3から算出した金額を上限とする。但し、下記②の着手金の支払を受けている場合には、その額を控除した金額（マイナスとなる場合は、0円とする。）とする。

(表3)

分配金の額	～300万円	300万円超～3000万円	3000万円超
報酬の額	分配金の10%	分配金の8%+6万円	分配金の6%+66万円

- ② 着手時において、着手金として簡易確定決定の額に加えて請求する経済的利益の5%の範囲内にて支払を求めることができる。但し、金13万円を上限とする。

(異議後の訴訟に関連する証拠保全手続の費用及び報酬)

第6条 異議後の訴訟に関連する証拠保全手続の費用及び報酬は次の合計とする。この費用及び報酬は、第5条に定められた費用及び報酬に加えて支払を受ける。

(1) 費用

異議後の訴訟に関連する証拠保全手続における弁護士費用以外の費用の全額

(2) 報酬等

証拠保全手続の結果にかかわらず、金8万円を上限とし、着手前に支払を求めることができる。

(民事執行手続の費用及び報酬)

第7条 簡易確定決定後の民事執行手続の費用及び報酬は次の合計とする。この費用及び報酬は、第4条に定められた債権届出より後の手続に関する費用及び報酬に加えて支払を受ける。

(1) 費用

民事執行手続における弁護士費用以外の費用の全額

(2) 報酬等

① 第5条(2)①に準じて定める金額とする。

② 着手時において、着手金として請求額(争いとなっている額)の3%の範囲内にて支払を求めることができる。但し、金7万円を上限とする。

(分配金の支払い方法)

第8条 分配金の支払については、分配金から未払い費用及び報酬等を控除した後、委託者の指定口座に入金するものとする。その際の振込手数料は、委託者の負担とする。

(授權契約の解除に伴う精算)

第9条 授權契約の解除に伴う精算について次のように定める。

(1) 簡易確定手続における対象債権の債権届出をする前に解除に至った場合

受領した金員の全額の返金をする。

(2) 対象債権の債権届出をした後に解除に至った場合

① 当会に責めに帰すべき事由がない場合には、第3条に定める手続参加のための費用は、返金をしない。委託者に未払いの手続参加のための費用がある場合には、当会は、その未払金を請求することができる。

② 当会に責めに帰すべき事由がない場合には、委託者との協議の上、本件業務の処理の程度に応じて、第4条ないし第7条で定める費用及び報酬につき、受領済みの金員の全部若しくは一部を返金、又は、未払金の全部若しくは一部を請求することができる。返金するための費用は、委託者の負担とする。

(3) みなし報酬の請求

本件業務が相当程度に進行しており、当会に責めに帰すべき事由がないにもかかわらず解除に至り、解除に伴って、当会の委託者に対する報酬請求権が侵害された場合には、当会は、委託者に対し、報酬を請求することができる。

(消費税)

第10条 本規程における費用報酬の表示は、消費税別(本体価格)である。

(改廃)

第11条 本規程は理事会の議決により改廃する。

2 本規程を改廃した場合は、速やかに内閣総理大臣に届け出る。

(施行)

第12条 本規程は、特定適格消費者団体の認定を受けた日(平成〇年〇月〇日)から施行する。